

## 会員投票実施要領

### 1. 会員投票の目的

一般財団法人アジア政経学会は、定款第 11、21、22、25 条に基づき、2017 年 6 月から 4 年おきに新評議員、2 年おきに新役員(理事・監事)の選定を行う。この選定に際して、定款第 11 条第 2 項、第 22 条第 2 項に基づき、会員の意見を参考とするために会員投票を実施する。

### 2. 評議員・理事・監事候補者の選出

- (1) 会員投票では、会員の中から評議員選定委員会に推薦する評議員候補者、ならびに評議員会に推薦する理事候補者と監事候補者を選出する。なお、新評議員の任期は、当該年度の定時評議員会開催日から 4 年後の定時評議員会開催日まで、新理事・新監事の任期は、当該年度の定時評議員会開催日から 2 年後の定時評議員会開催日までとする。
- (2) 各候補者については、専門分野、所属、地域等の均衡を考慮し、理事会が会員投票の結果とは別に若干名を追加的に推薦する場合がある。

### 3. 選出人資格

各候補者を選出する選出人として投票する資格を有する者は、休会者、住所不明者(学会に登録のあるいずれの住所も無効である者)、年度末退会者を除き、当該年度までの会費を滞りなく納入している全ての会員とする。

### 4. 被選出人資格

各候補者として選出される資格を有する者は、休会者、住所不明者(学会に登録のあるいずれの住所も無効である者)、年度末退会者を除き、投票時点で 7 年以上の会員歴を有し、当該年度までの会費を滞りなく納入し、かつ新評議員会、新理事会が発足する年の 4 月 1 日時点で満 70 歳を超えない会員(会員規則第 9 条に基づく)とする。

### 5. 投票方法

- (1) 投票方法は、評議員・理事・幹事候補者被選出人名簿から、候補者にふさわしい会員 20 名を選び、本会総務担当理事事務局宛に郵送することによる無記名投票とする。
- (2) 被選出人名簿は、理事会が前項 4 に定める資格を充たすかどうかを判定し、作成する。
- (3) 投票期間は理事会で定める 1 か月程度の期間とし、期限を過ぎたものは無効とする。

### 6. 開票

開票は、理事会が定めた理事の立ち会いのうえで行う。

### 7. 評議員・理事・監事の決定と発表

- (1) 理事会は、得票数上位者のなかから、評議員・理事・監事の職務を考慮してそれぞれの候補者を選定し、評議員候補者(3名以上20名以内)は評議員選定委員会に推薦し、理事及び監事の候補者として、各定数(理事15名以上24名以内、監事2名)の範囲内で評議員会に推薦し、評議員選定委員会、評議員会はそれを参考に新評議員、新理事及び新監事を選定する。
- (2) 新たに選定された評議員、理事、監事は、全国大会時の総会で会員に発表するとともに、リストを学会のホームページに掲載する。

(2016年12月17日 理事会で決定)

(2018年12月22日 理事会で一部改正)